

団信加入希望	
--------	--

## 災害資金貸付申込書

会員氏名		所属名		貸付区分	
職員コード		所属コード			
借受申込額	円		借受申込額の内訳	希望する償還回数	
		毎月償還	円		回
<small>ボーナス償還の借受額…借受申込額の2分の1以内 〃 償還回数…「毎月償還÷6」の範囲内</small>		ボーナス償還 (希望する場合のみ記入)	円		回
申込事由				災害見舞金 決定項目	第 項
給料の月額	給料表	級	号給 (号俸)	円	
	給料月額 × 3/10 =		円		
	給料月額 × 6/10 =		円		
<small>※今回の貸付分を含めた毎月・ボーナス償還額がこの額(↑)を超えると、貸付けません。</small>					
現在の借受状況	借 受 先	件 数	借 受 額	毎月償還額	ボーナス償還額
	互 助 会		万円	円	円
	共 済 組 合		万円	円	円
	厚 生 財 団		万円	円	円
	そ の 他		万円	円	円
	計		万円	円	円
一般財団法人新潟県教職員互助会貸付規程に基づいて、上記金額を借受たいので申込みます。 一般財団法人新潟県教職員互助会理事長 様 年 月 日  <div style="text-align: right;">借受人 (自筆) 氏名 <span style="float: right;">印</span></div>					
上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。 年 月 日 所属所在地 〒 TEL  所 属 名 所属長職氏名 <span style="float: right;">印</span>					

- 注 1 貸付による毎月の償還額の合計が給料月額の10分の3を超えると  
 若しくは、ボーナス償還額の合計が給料月額の10分の6を超えると  
 又は、休職、休業等による無給者の場合は、新たな貸付はできません。
- 2 借用証書は貸付決定時に送付しますので、貸付日の5日前までに提出してください。

事務局受付印

※ 互助会記入欄				
決定金額 (円)				
毎月償還額				
ボーナス償還額				
貸付番号				

## 災害資金について

貸付事由	会員が、災害を受け復旧に資金を必要とするとき。 (災害見舞金の給付を受けた会員のみ)
貸付額	10万円単位とし、100万円以内で損害額の範囲内
利率	無利息
返済回数	毎月償還…50回以内 ボーナス償還…毎月償還回数の6分の1以内の希望回数 ※ 貸付額が100万円以上のときにボーナス併用償還が可能です。 ボーナス償還は、貸付額の2分の1以内で、10万円単位の希望額となります。
償還開始	貸付を受けた翌月から償還します。
申込・貸付の時期	1日～15日受付…翌月10日送金 16日～月末受付…翌月25日送金
提出書類	災害資金の貸付申込は、会員が互助会（互助厚生係）に対し「災害資金貸付申込書（貸付第4号様式）」を提出して行います。
添付書類	添付書類 ○ 貸付事業における個人情報に関する同意書（貸付第90号様式） ※ 他の添付書類は不要です。
提出先	〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4-1 (一財)新潟県教職員互助会 貸付担当者 あて